

ご質問と回答（11月28日回答分）
（中小企業海外展開支援 案件化調査）

項目	No	Q	A	HP掲載日
本事業全般について				
全体	1	すでに調査を開始している事案の応募は可能か？	可能です。但し、契約締結前の経費については計上できませんのでご注意ください。	2014/11/28
全体	2	コンサルタントマッチング窓口で紹介されるコンサルタントはどのような特徴を有しているのか。	JICAと共に開発事業を実施している開発コンサルタントから、ビジネス展開を専門とするコンサルタント、銀行系シンクタンク等幅広くご紹介しています。	2014/11/28

資格要件・提案要件				
提案者	1	本提案企業の財務諸表が過去2期分債務超過になっております。現在は親会社から独立し、今期より黒字になる予定ではあります。その場合には、金融機関より債務保証の旨を書面にて頂ければ審査に問題はないのでしょうか。	2期連続して債務超過となっても、これのみを理由として不採択とはなりません。金融機関からの債務保証も応募の条件では必要ありません。	2014/11/20
提案者	3	参加資格要件のうち、中小企業の定義は資本金または従業員数のいずれか片方を満たせば認められるのか。	ご理解のとおり、いずれか一方を満たせば中小企業要件を満たすことになります。	2014/11/28
提案者	4	共同事業体または共同提案企業の具体的な定義やメリットはどのようなものでしょうか。弊会計事務所は、実際に資源リサイクル事業をおこなう企業の事務面をサポートをさせていただきたいのですが、その場合は共同提案企業になるのでしょうか。それとも外部コンサルタントになるのでしょうか。現在、顧問報酬はいただいておりますが本案件のみに関与の予定です。	御社が有する製品・技術が主たる提案内容に含まれる場合には、共同企業体を構成しご提案ください。外部人材の活用については「よくあるご質問」36番もご参照ください。	2014/11/28
提案者	5	提案法人本社は岐阜ですが、東京窓口で対応できるでしょうか。	ご提案時に提出いただく「提案情報」内「提案法人」は登記簿上の本社所在地（ご質問の例では岐阜）にてご登録ください。「担当者」の住所や連絡先は実際に業務にあたられている事務所の住所（ご質問の例では東京）としていただくことは可能です。	2014/11/28
提案者	6	弊社は、ある協同組合からの要請で「案件化調査」の申請のお手伝いをしております。左記の項目に「協同企業体での応募に当たっては、構成員全社がそれぞれ競争参加資格を有している必要がありますので、ご留意願います。」とあります。この「共同企業体」は、協同組合を示すのでしょうか。示す場合は、組合参加の構成会社全社の参加申請を行わなければいけません。ぎりぎりになり、このような質問を行い申し訳ありませんが宜しくお願い致します。	示しません。共同企業体とは本調査を実施するために結成いただく任意の団体であり、協同組合とは異なります。	2014/11/28
提案者	7	中小企業基本法には個人事業主も含まれていると考えており、中小企業と個人事業主での応募を検討している。個人事業主については財務諸表の代わりに青色申告を提出することは可能か。	本支援事業では募集要項4ページ「第2 募集内容 2. (1)」で定めたとおり中小企業者のうち日本登記法人を対象としているため、個人事業主が法人格を有さない場合は提案法人とは想定していません（外部人材としての参加は可能です）。従って、法人としての財務諸表をご提出ください。 ※募集要項では個人事業主が対象となるかどうか、分かりにくい記載となっておりますことをお詫びいたします。	2014/11/28
提案者	8	NPO法人であるが、民間企業と共同での提案を検討している。NPOは応募資格要件を満たすか。	案件化調査における主たる提案者は製品・技術を有する中小企業となりますので、主たる提案者とはなり得ません。但し、NPOは外部人材として参画することが可能です。	2014/11/28
提案内容	9	もし案件化調査に採択され、案件化の可能性が高いことがわかれば、その後、かなりの確率でODA案件が実現するというイメージでよろしいのでしょうか。普及・実証事業を経なくてはならないなど段階は多いのでしょうか。	ODA案件化には多様な実現方法がありますので、一概には申し上げることは困難です。普及・実証事業もODA案件化の一つのあり方と考えていますが、他のODA案件の実現のために同事業を経る必要はありません。	2014/11/28
提案内容	10	提案製品を設置して現地適合性調査（パイロット調査）を行なう予定ですが、設置先は公的機関ではなく、ホテル等の商業施設でも構わないでしょうか。調査で提案するODA案件のカウンターパートは公的機関を選定するつもりです。	案件化調査は公的機関であるカウンターパート機関を対象に、製品の有効性や効果を示すことを想定しています。この目的のためであれば商業施設等でも一時的な設置を可としますが、その必要性や妥当性を契約交渉にて対応させていただきます。	2014/11/28
提案内容	11	調査報告書や調査で得た情報の帰属はどこになるか。	最終報告書等の所有権はJICAに帰属します。	2014/11/28
提案内容	12	カウンターパートは公的機関が前提となっているが、農業分野で提案製品を農業法人や農家が活用する場合、公的機関となるのか。例えば農業組合は民間の組織だが、政府機関と何らかの関係が必要か。	組織の公共性等を踏まえカウンターパートとなるか判断させていただきます。例えば、政府の政策として組合を通して技術を普及する等の公共性を帯びた組合はカウンターパートとなりやすいとお考えください。	2014/11/28
提案内容	13	提案技術は最新技術である必要があるか。また、日本での価格が現地で通用するレベルでない場合、評価が低くなるのか。	必ずしも最新技術である必要はありませんが、企画書では製品技術の比較優位性を明確に説明されることをお勧めします。また、製品の価格が安価であることはビジネス展開の現実性の重要な要素ですが、製品によっては高額でも途上国で売れるものもあると思われるため、個別に判断させていただきます。	2014/11/28
提案内容	14	ビジネスモデル自体を対象国に普及させることで貧困削減に貢献することを検討している。現地で製品を販売するのではなく、原材料の加工や中間品の生産等のプロセスが開発に貢献するビジネスモデルは本スキームの対象となるか。	製品だけでなく、プロセスやノウハウ等もご提案の対象となります。提案するビジネスモデルの独自性や比較優位性を明らかにしてご提案ください。	2014/11/28
提案内容	15	調査期間につき1年という期間指定があるが、数か月等の調査期間であっても大丈夫か。	1年程度を上限としているところ、ご提案された調査が必要十分なレベルで実施できる期間であれば問題ありません。	2014/11/28

提出書類・企画書等				
提出書類	2	募集要項の提出書類には、登記簿謄本（写）との記載がないが、提出物チェックリストには、記載されている。登記簿謄本の提出は必要か。	必要です。募集要項の提出書類から登記簿謄本（写）の記載が漏れておりましてのでお詫びして訂正いたします。「様式1 応募形態別提出書類確認表（チェックリスト）」のとおり、登記簿謄本（写）もご提出ください。	2014/11/20
企画書	16	応募を検討している国の国別援助方針が平成18年度に策定されており、必ずしも現状に即していないようだが、最新版をどのように確認すべきか。	外務省HP (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enryo_kakkoku.html) で公開しているものが最新版となります。自社で実施した予備調査を通じ、同方針に記載がない開発課題が存在するとお考えの場合には、その旨企画書に記載ください。	2014/11/28
企画書	17	審査項目である「開発課題との合致状況」について40点と配点が高いが、対象国の開発課題は各分野から広く挙げられている。自社の技術を提案する際、開発課題についてどこまで具体的に踏み込む必要があるか。	外務省が策定する国別援助方針やJICAの事業展開計画等を参考に提案内容がどの部分に合致するか、また現地の問題がどのように解決されるかを記載ください。	2014/11/28
企画書	18	企画書内に「想定するODA案件化」について記載箇所があるが、案件化調査の企画書を作成している現段階で検討しているODA事業の内容を記載するということか？	ご理解のとおり、企画書作成時点で可能な範囲でのODA案件化の計画をご記載ください。本記載は審査基準表「開発課題との合致状況・ODA案件化の計画」にて評価されます。	2014/11/28
企画書	19	審査のポイントである「調査計画および調査実施体制等の妥当性」について詳しく説明いただきたい。	提案にあたっては、企業にて実施する事前調査等を通して検討するODA案件化やビジネス展開の仮説をお持ちと思いますが、その仮説を検証するうえで必要な調査内容および専門的な人材が配置されているか、適切な渡航回数・期間となっているかを審査させていただきます。	2014/11/28
企画書	20	本調査において、ビジネス展開の可能性を検討したいと考えているが、審査項目の「本調査後のビジネス展開」ではどのような点がポイントとなるのか。	企画書の中では案件化調査後の展開（売上想定、現地パートナー企業の選定、事務所開設、生産拠点の設置、資金調達、周辺国への横展開等）を可能な限り根拠と共に記載ください。また、企画書はページ数が限られているため、事前調査で入手した情報を重要度に鑑み、分かりやすくまとめて記載いただくことも重要となります。	2014/11/28
企画書	21	審査のポイントである「地方への貢献」に関して具体的な例を挙げて頂きたい。	例えば、自社製品の一部（部品等）を別会社に委託生産している等の理由により、提案企業の売り上げ増が関係会社や当該企業の所在地域の活性化に繋がる点や、地元地方自治体との連携、提案製品（提案企業）の海外展開が地域の産業振興政策に合致する、といったものが挙げられます。	2014/11/28
企画書	22	企画書の審査はどのように行われているのか。外部有識者会議等を実施しているのか、或いはJICA内部で審査しているのか。	審査のプロセスに関しては募集要項に記載の事項以外は公表していません。	2014/11/28
提出書類	23	関心表明web登録をする際、コンサルタント等外部人材担当者の所在地について、日本の都道府県しか選択することができないが、海外の外部人材を登録するにはどのように行えば良いか。	システム上の不具合で申し訳ありません。郵便番号については「000-0000」、都道府県については提案企業の所在都道府県を便宜上入力いただき、住所は実際の海外住所にてご登録ください。	2014/11/28
提出書類	24	関心表明入力フォーマットには外部人材の登録欄が2社のみであったが、外部人材は2社等の制限があるか。	特に制限はありません。	2014/11/28

調査内容（分野、調査期間・実施体制・人材配置等）				
業務従事者（外部人材）	3	外部人材として、1名（株式会社所属）+2名（個人事業主）を想定しています。この場合、提案企業がこれら3名と個別に契約を結び、JICA予算で計上し、対応する実際の活動に対する直接人件費を個別に支払うことになるのだと思います。その際、外部人材への支払いの証明はどのように行えば良いのでしょうか。また、提案時において、提案企業と外部人材間の契約レベルでの証明は必要でしょうか？	業務実施ガイドライン10ページ【I. 人件費】4）その他留意事項イおよびウに記載のとおり、業務内容とその価格を明示した契約を締結いただき、契約書及び当該契約にかかる精算報告書、領収書を証拠書類としてご提出ください。	2014/11/20
製品	4	現地に製造装置を輸送し、その生産物を使った農業案件を想定しています。既に稼働している装置（中古）を持ち込む可能性があります。この装置は「海外展開支援事業共通仕様書第14条第2項：受注者は、業務を完了したときは、第1項に定める施設・設備等を先方実施機関等に譲与する。」に該当するのでしょうか？ 譲与が前提であれば、帰りの運送費は不要になりますが、そうでない場合は、戻すための輸送費が必要になります。このような場合、カウンターパートに対して、譲与についての承諾をえておく必要があるのでしょうか？ または、「直接経費：2）輸送費・保険料・通関手数料」に返送の予算を計上し、譲与になった場合、その予算を実行しないということも可能でしょうか？	案件化調査の場合、機材は本邦に持ち帰ることが原則ですので往復の輸送費を計上してください。予め相手国へ譲与することを考えておられる場合には、往路の輸送費のみならず保険料、通関手数料、関税等は計上できません。	2014/11/20
本邦受入	5	本邦受入活動業務費とは具体的にどのような経費を計上できるのでしょうか。	相手国政府機関関係者を本邦に受け入れる準備または受入期間中に要する間接的な経費です。具体的には、移動手段やホテルなどを手配する事務員の人件費、通信費、事務用品費などですが、具体的な経費を積み上げるのではなく、一日あたり75,500円を上限に、定額に受入日数を乗じて算出します。	2014/11/20
分野	25	対象分野の「農業（食料・食品を含む農林水産分野）」は具体的にはどのようなものを指すのか。畜産は農業分野に含まれるか。	具体的には稲作における精米機や乾燥機等の農業機械、また最近の提案事例では、施設園芸において栽培から流通までのバリューチェーン構築について、農業経営の視点で行う提案等ソフト面での提案も増えています。「農業」分野は、農林水産業全体を指すとお考えください。	2014/11/28
業務従事者（外部人材）	26	現地に子会社がある場合、その現地子会社に所属する人材を外部人材として調査団に参加することはできるか？	認められません。社籍が別であったとしても、主たる提案者と関連のある企業に所属する人件費は計上できません。	2014/11/28
業務従事者（外部人材）	27	外部人材としてコンサルタントの登用を考えているが、日本登記法人でないと参加資格要件を満たさないのか。	業務従事者に外国人を含むことは認められています。但し、日本語での円滑なコミュニケーションが可能であることは必須です。また、コンサルタント業務を生業としていることを確認させていただきます。また、現地コンサルタントについては、現地再委託とすることも可能です。	2014/11/28
業務従事者（外部人材）	28	コンサルタントは外部人材に該当するということだったが、今回提案を検討している事業では現地での訓練も想定しており、協力してくれる企業が集まって参画するが、それにかかる人件費は出せるのか。	外部人材の活用については「よくあるご質問」36番をご参照ください。但し提案内容により判断される部分もあるため、契約交渉時に妥当性につき確認させていただきます。	2014/11/28
本邦受入	29	本邦受入活動費の精算処理では、領収書を取り付ける必要があるか。	必要ありません。支給の根拠になる滞在日数については、招へいた相手国政府機関等の方の航空券eチケットの日付で確認させていただきます。	2014/11/28
本邦受入	30	本邦受入活動において視察・研修の実施は可能か。	可能です。対象国に持ち込むことができない大型機材の稼働状況などの見学等に活用ください。	2014/11/28

契約・支払関連				
支払	31	前払と部分払を併用した場合のパーセンテージ上限はありますか。	前払は契約金額の40%まで、部分払は対象の中間成果品を提出いただくまでにかかった経費の90%まで支払いが可能です。部分払の時点では証憑書類は不要（精算時に提出）ですが、計算書及び中間成果品たる業務進捗報告書をご準備いただき、内容を確認の上それに基づいてお支払いします。	2014/11/28

経理関連（予算・見積り等）				
計上可否	6	案件化調査では、機材等の持ち込みに関して輸送費、関税などの諸経費はJICAにてご負担いただけるようですが、機材を利用してできた製品を現地に持ち込み試験をしたいと考えております。この場合、製品の製造原価、輸送費、関税などの諸経費はJICAがご負担いただけるのでしょうか。	製品の製造原価は計上することはできません。機材と同様、自社負担となります。	2014/11/20
見積	32	現地に機材を持ち込んでの調査を予定しております。過去、他国でのプロジェクトで依頼実績のある会社（日本の中小企業）に現地へ渡航しての調査作業サポートを依頼したく考えます。（資本関係はなく、関連企業でもありません）研究員ではなく、調査活動に際しての作業従事者としてになります。この場合の費用計上は、通訳などと同じく、現地での活動に必要な備人費として『現地備人費』でよろしいでしょうか？ また、依頼先会社と業務請負（委託）契約を取交し、一括で計上することは可能でしょうか？旅費は人数分で支払います。この科目では適切ではないとした場合、どのような計上の仕方が宜しいでしょうか？	どのような作業を委託するのか内容及び当該会社に委託する必要性について契約交渉で確認させていただきます。 必要性が認められる場合には「現地備人費」でなく「外部人材」として人件費、旅費を計上できます。なお、人件費については依頼先会社と契約を取り交わしていただく必要があります。	2014/11/28
見積	33	外部人材（特に開発コンサルタントを想定）の稼働日について制限がありますでしょうか。昨年度の外務省管轄時には、土日の稼働についての人件費計上が許諾されなかったと聞いたため、確認したく存じます。 また、外部人材の人件費精算に関し、稼働日確認のための必要提出書類はございますでしょうか。	現地での稼働については制限はありません。 稼働日は、精算報告書の提出書類のひとつである「業務従事者の従事計画・実績表（様式-7）」で確認させていただきます。	2014/11/28
見積	34	機材を輸送する場合、ODA事業として無税通関の対象とはならないのか。また、作業スペースや事務機器等の便宜供与は行われるのか。	従来のODA事業は先方政府から要請を受けで実施するものであり、免税について先方政府の合意があるため、機材を輸送する際は関税が免除されることがあります。しかし、今回の調査は提案事業のため、先方政府にとり免税にする根拠ないことが一般的で、多くの場合が免税対象となりません。作業スペースや事務機器の貸与等の便宜供与についても同様です。なお、通関手続きをスムーズにする側面支援は現地JICA事務所等により可能です。	2014/11/28
見積	35	現地備人の宿泊費はどの費目とすべきか？	直接経費のうち現地活動費として計上ください。	2014/11/28
見積	36	数か月に亘り（4ヶ月程度）現地滞在し調査を実施するような場合の宿泊費はホテルではなく賃貸契約等を結び安価に抑えることを検討している。このような場合、宿泊料が賃料のどちらで計上すべきか。	見積・精算時は宿泊料として定額を計上ください。なお、現地滞在日数が30日、60日をそれぞれ超える場合は定額が一定率低減される点にご留意ください。	2014/11/28
見積	37	現地活動費のドライバー経費では相見積りは必要か？	企画書提出段階では不要ですが、仮採択後に行う契約交渉段階では原則として全費目で必要となります。直近で事前調査等を行った際の見積りがある場合は、その際のレシート等で代替すること、並びに通訳や車などはウェブサイトに記載されている金額を根拠とすることも可能です。特殊な品目で見積りが一つしか取れない場合は、理由をご説明いただくこととなります。	2014/11/28
見積	38	調査国を南アフリカで検討しているが、現地のドライバーや通訳雇上等に関しJICA現地事務所の推薦業者に依頼するように指示があった。今回の提案にあたり、再度金額等を現地事務所に確認することは可能か？	JICAでは安全対策の一環として、提案企業が調査中に事件・事故に巻き込まれないようにホテルなどの推薦をする場合もある点、ご理解ください。見積りに関しては、南アフリカには多くの車両手配業者がいるので、まず自社によりウェブ等からの見積書を取り付けるなどしていただきます。JICAによる紹介は現地事務所次第となります。なお、宿泊費などは定額での計上となるので、見積書は必要ない点留意ください。	2014/11/28
見積	39	経理処理に関し、第1回公示からの変更点はあるか。	特段の変更はありません。	2014/11/28
見積	40	見積りに関し、計上する費用の配分は審査の対象となるか。	審査対象とはなりません。但し、非現実的な積算の場合この是正を契約交渉で求める場合があります。	2014/11/28
見積	41	企画書の段階で3000万円か5000万円から選択することになるが、少額の場合はどのように記載したらよいか。	お示ししている金額はあくまでも上限金額であるため、超過していなければ審査対象外とはなりませんので、見積金額をそのまま記載ください。但し、契約金額は企画書に添付された見積金額を超過することはできませんので、ご留意ください。	2014/11/28
計上可否	42	提案製品である植物の苗等を対象国へ持ち出す場合の検疫にかかる手数料は直接経費に計上できますか？	直接経費に計上できます。	2014/11/28
計上可否	43	提案製品である植物の苗等を対象国へ送る送料は、機材と同様に考え直接経費に計上できますか？	直接経費に計上できます。	2014/11/28
計上可否	44	対象国で生産したものが、実際の製品として使用できるかのテストを日本で行う場合の逆輸入にかかる検疫等にかかる手数料・関税・送料は直接経費に計上できますか？	日本から現地に持ち出した機材・製品そのものではないので、直接経費に計上はできません。	2014/11/28
計上可否	45	現地適合性調査に使用する提案製品を日本から輸送するものの、調査終了後は取り外して現地法人で整備・保管して販売に備えたいのですが、その場合、日本から現地法人までの輸送料は片道でも精算可能でしょうか。	原則、日本から持ち出した機材・製品は日本に持ち帰っていただきますが、現地に置いていくことを予め想定している場合には、日本からの片道輸送費を含む現地通関手数料、関税等はすべて自社負担となります。	2014/11/28
計上可否	46	消耗品を輸送した場合、輸送費を片道分のみ計上することは可能か。また、消耗品輸送の場合も5,000万円を上限として応募可能か。	基本的には機材とそれに伴う消耗品を輸送するケースが多いのですが、実態に即した形で計上いただき、採択後の契約交渉で内容を個別に確認させていただきます。	2014/11/28
計上可否	47	水道施設の配管の老朽化対策に係る調査を計画しているのですが、調査後にハワイで水道局関係者を集めて検証結果等を発表する報告会を開きたいと思っています。報告会を開く場合、ホーチミンから水道局関係者を呼ぶなどした場合にかかる航空賃、宿泊料などは予算に計上できるのでしょうか。	計上できません。管理費にてご対応ください。	2014/11/28
計上可否	48	直接経費で機材のリース代、保険代は計上できるのか。	案件化調査では計上できません。	2014/11/28
計上可否	49	大型の機材ではないので輸送費はかからないが、現地での実証に経費が掛かる場合、5,000万円を上限として提案可能か。	「よくあるご質問」6番をご参照ください。従って、別送機材がない場合は上限5,000万円のご提案はできません。	2014/11/28

計上可否	50	現地ビジネスパートナーが外部人材となる場合、人件費は認められるか？	現地ビジネスパートナーが提案技術や製品そのものの中核を担っている場合、外部人材とすることは認められません。他方、現地での調査を支援する等の登用であれば外部人材として認められ、従って直接人件費も計上できます。	2014/11/28
計上可否	51	現地調査で使用する測量機材の損料は計上できるのか。	測量機材の損料は機材費から切り出すことができないため計上できません。管理費にてご対応ください。	2014/11/28
計上可否	52	提案製品の一部として車両が必要であるが、日本で購入し輸送する考え。この購入費・輸送費につき見積りに計上可能か。	提案製品そのものなので、購入費は自社にてご負担ください。但し、輸送費は調査終了後に本邦への返送を条件に計上可能です。	2014/11/28

以上